

ACSV MONTHLY LETTER

● 税務署等への異動届について

法人の設立や個人事業の開業、その後の異動等について、税務署等へ届出が必要な場合があります。異動届出の主な内容は以下の通りです。

(法人)

異動内容	備考
法人の設立	設立登記の2ヶ月以内 (青色申告の承認申請は3ヶ月以内)
法人の異動(法人名、本店所在地、資本金の額、事業年度)	株主の異動は届出不要です。
代表者の異動(代表者名、代表者住所)	他の取締役の異動は届出不要です。
支店、営業所等の開設	他の都道府県または市町村に開設する場合。
連絡事務所の開設、異動	本店所在地以外を法人の連絡先とすることができます。

(個人事業主)

異動内容	備考
開業	開業日の1ヶ月以内 (青色申告の承認申請は2ヶ月以内 または開業した年の3月15日まで)
事業の異動(屋号、事業所所在地、法人成り)	法人成りの場合は、個人事業廃業と法人設立の届出が必要。
納税地の異動(住所)	事業所所在地を納税地とすることができます。
連絡事務所の開設、異動	納税地以外を連絡先とすることができます。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
12月	年末調整	
1月	源泉所得税納付(納期特例・下期分) 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】

また、年末年始の休業は12月31日(土)から1月3日(火)です。

ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。